

デジタル時代に適応する新しい情報公開制度(素案)

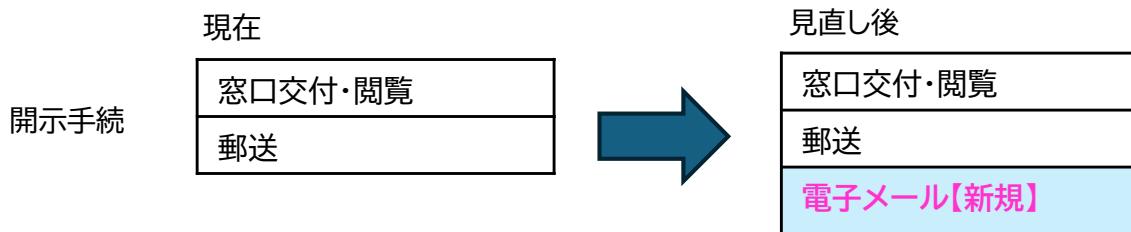
本市情報公開条例は、施行から20年が経過しました。この間、急速な社会のデジタル化により、インターネットをはじめとした様々なデジタルツールが私たちの生活に身近なものになりました。そこで越前市では、「デジタル時代に適応する新しい情報公開制度」のあり方を模索し、情報公開制度の見直しを行います。また、その一環として、情報公開条例を改正したいと考えています。

1 制度利用者がもっと便利に

- ・メールによる開示【開示実施方法の拡充】 県内初

条例改正が必要

情報の開示は、これまで閲覧やコピー、電磁的記録媒体の交付の方法で実施していましたが、文書を電子化し、電子メールで送る方法を追加します。



- ・スピーディーな情報開示【開示決定手続の迅速化】

これまでに全部開示決定をした公文書※の開示請求があった場合は、市の内部手続の一部を省略し、通常よりも早く情報を開示します。

※ 住居表示台帳、公図と航空写真重ね図など

2 市外の方からの手数料の徴収【適正な受益者負担】

条例改正が必要

これまで、誰からの請求でも、開示を実施する際はコピー代などの実費のみを負担していただいていましたが、受益者負担の考え方から、請求する際の事務コストと文書を公開する際の事務コストを手数料として負担いただきます。ただし、市民等は、これまでと変わらず、コピー代などの実費相当額とします。

(現在) 市民等※1 実費負担のみ(コピー代、CD-Rなどの媒体代、郵送料)
市外の方※2 実費負担のみ(同上)

(見直し後)

請求手数料 請求の受付や決定書作成事務の事務コスト (基準額) 紙申請300円 オンライン申請200円 ※市民等の場合は徴収しない 市外の方の場合は基準額の10倍額を徴収		実施手数料 写し等の作成、媒体代等などの事務コスト	
市民等	紙申請	0円	実施手数料基本額 ※3
	オンライン申請	0円	+ 閲覧の場合 紙による交付の場合 コピー代 [白黒] 10円×ページ数 [カラー] 50円×ページ数
市外の方	紙申請	3,000円	+ 電磁的記録媒体(CD-Rなど)による交付の場合 (紙起案)媒体代 +10円×ページ数 (電子起案)媒体代 +210円×ファイル数 メールによる交付の場合 (紙起案)10円×ページ数 (電子起案)210円×ファイル数
	オンライン申請	2,000円	+ 開示文書の ページ数 ×100円 (10円×10)

郵送の場合は、実施手数料のほかに実費負担として郵送代がかかります。

※1 「市民等」とは、次のいずれかに該当する人

- 市内に住所を有する人
- 市内に事務所等を有する個人・法人等
- 市内の事業所等に勤務する人
- 市内の学校に在籍する人
- 市内に固定資産を有する個人・法人等

市外の方からの請求であっても、報道機関からの請求など、特別な対応が必要と市長が認める場合は、市民等と同様に、請求手数料と実施手数料の市外者加算は徴収しません。

実施手数料基本額は、請求手数料の範囲内の場合は0円とし、請求手数料を超える場合は、請求手数料との差額分を基本額とします。

3 市政情報を積極的に公開していきます

・附属機関等の会議の公開の見直し【意思形成過程の公開】

附属機関等の会議の公開・非公開の運用を見直し、より積極的な公開に努めていきます。

- 原則、附属機関等の会議は全部公開とする。
- 非公開事由に該当する会議かどうかをより限定的に解釈し、非公開事由に該当する会議であっても、公開できる部分についてはより積極的に公開する。

非公開事由に該当する会議とは

- 情報公開条例の非開示情報（法令秘情報、個人情報、法人等活動情報等）に関する審議を行う会議
- 公開することにより会議の公正・円滑な運営に支障が生ずる会議

これまで公開してきた会議

○…できる △…一部できる ×…できない

開催の事前公表	傍聴	資料の閲覧	会議要旨の公開
○	○	○	○

これまで全部又は一部非公開とされてきた会議

現在	開催の事前公表	傍聴	資料閲覧	会議要旨の公開
	×	×	×	×



見直し後	○ (全部非公開除く)	△ (一部非公開)	△ (一部非公開)	△ (一部非公開)

個人情報を扱う調査審議など、事案によっては全部非公開となる場合があります。

会議中の非公開事由に該当する部分については、傍聴、資料閲覧、会議要旨の公開は制限されます。

【非公開事由に該当する会議における公開・非公開のすみ分けの例】



個人情報など必要に応じて、マスキングして公開する場合があります。

また、上記非公開事由①に該当する会議の会議要旨は、原則として公開しません。

4 適正な審査を保障します

・情報公開・個人情報保護審査会の権限等を条例に明記

条例改正が必要

これまで、規則に規定していた情報公開個人情報保護審査会の権限や審査請求に関する手続について、国の法律の規定に合わせて条例で規定します。

計算例

オンライン申請を利用して、電子起案文書を白黒印刷した紙30枚を郵送した場合

現在

請求者による区別なし

実費	300円 (コピー代10円×30枚)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	570円

改正後



(ケース1)請求者:市民等

請求手数料	0円 (徴収しない)
実施手数料(基本額)	300円 (コピー代10円×30枚)
(市外者加算額)	-円
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	570円

(ケース2)請求者:市外の方

請求手数料	2,000円 (200円×10倍)
実施手数料(基本額)	0円 (請求手数料>実施手数料)
(市外者加算額)	3,000円 (30枚×10円×10倍)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	5,270円

(ケース3)請求者:報道機関など特別な対応が必要と認められる請求者

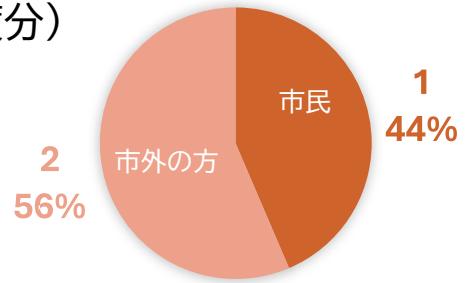
請求手数料	0円 (徴収しない)
実施手数料(基本額)	300円 (コピー代10円×30枚)
(市外者加算額)	0円 (30枚×10円×10倍 減免)
郵送料 (実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	570円

(参考1) 市外の方からの情報公開請求の状況

市民と市外の方に開示したページ数の内訳(直近3年度分)

- | | |
|--------|----------|
| 1 市民 | 1,979ページ |
| 2 市外の方 | 2,561ページ |

市外の方からの
請求が負担に



市外の方からの情報公開請求内容の一例

- ・ 指定管理者公募時の提案書・プレゼン資料の開示
(請求者) 県外施設管理業者
- ・ 水道工事の工事設計書の開示
(請求者) 県外建設会社
- ・ 4~9月に付番された住居表示台帳、付番年月日の開示
(請求者) 県外アンケート調査業者
- ・ 教科書採択時の資料の開示
(請求者) 県外出版社

市外の方からの請求は、企業の営利目的での請求と推測されるものが多い。

(参考2)

市外の方から請求があった場合における加算額の倍率(10倍)を他の倍率に
変えた場合のシミュレーション

(シミュレーション時の設定条件)

オンライン申請を利用し、紙30枚の郵送が必要となる情報公開請求

(基本パターン) 市外者加算:10倍額

請求手数料	2,000円 (200円×10倍)
実施手数料(基本額)	0円 (請求手数料>実施手数料)
(市外者加算額)	3,000円 (30枚×10円×10倍)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	5,270円

(倍率変更パターン1) 市外者加算:5倍額

請求手数料	1,000円 (200円×5倍)
実施手数料(基本額)	0円 (請求手数料>実施手数料)
(市外者加算額)	1,500円 (30枚×10円×5倍)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	2,770円

(倍率変更パターン2) 市外者加算:3倍額

請求手数料	600円 (200円×3倍)
実施手数料(基本額)	0円 (請求手数料>実施手数料)
(市外者加算額)	900円 (30枚×10円×3倍)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	1,770円

(倍率変更パターン3) 市外者加算:2倍額

請求手数料	400円 (200円×2倍)
実施手数料(基本額)	0円 (請求手数料>実施手数料)
(市外者加算額)	600円 (30枚×10円×2倍)
郵送料(実費相当額)	270円 (定形外150g以下価格帯)
合計	1,270円